

社会福祉法人香徳会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香徳会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 法人の役員等に対して勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当（交通費）については、賃金規定第2章第5節所定外賃金第30条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(支給日)

第5条 定額で支給される報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬は、月末締めの翌月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。
- (2) 非常勤職員等に対する報酬は、当該会議に出席した等、発生の都度、支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から改定施行する。

この規程は、令和2年6月20日から改定施行する。

この規程は、令和5年6月17日から改定施行する。

※第2条第2項において、理事会と評議員会を別日に開催する場合、それぞれの開催日ごとに報酬を支給する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 650,000円
業務執行理事	月額 400,000円
理事	月額 300,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 0~5,000円

(2) 理事

理事長	月額 100,000円	
理事	業務執行理事、施設長兼務	月額 50,000円
理事	理事長が専門的業務を依頼する 理事	月額 50,000円
理事	理事会等会議への出席	日額 10,000円
理事	上記のほか、法人及び施設業務 のための出勤	日額 0~5,000円

(3) 監事

役員会等への出席	日額 10,000円
上記の他、監事監査その他法人及び施設業務のた めの出勤	日額 0~5,000円